

生駒市下水道事業経営審議会(第3回)資料

- 1 使用料体系の設定と改定時期について
- 2 次回審議会の審議内容について
- 3 資料



生駒市下水道事業
経営審議会

日時:令和7年6月27日 10:00～
場所:生駒市役所401・402会議室

1 使用料体系の設定と改定時期について

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 現在の下水道使用料 | (11) 基本水量制の検討 |
| (2) 算定期間の設定 | (12) 基本使用料の設定(中間目標) |
| (3) 算定期間中の各指標 | (13) 一般家庭を対象とした累進使用料制の検討 |
| (4) 使用料体系の分類 | (14) 従量使用料の算定(中間目標) |
| (5) 使用料対象経費の分解と配賦 | (15) 従量使用料の設定(中間目標) |
| (6) R5決算値に基づく使用料対象経費の分解 | (16) 段階的な改定の検討(中間目標) |
| (7) 基本使用料の導入理由 | (17) 中間目標に基づく改定時期 |
| (8) 基本使用料の試算 | (18) 目標に基づく改定時期 |
| (9) 県内の基本使用料の設定状況 | (19) 中間目標に基づく使用料体系の事務局案 |
| (10) 類似団体の基本使用料の設定状況 | (20) 目標に基づく使用料体系及び改定時期の事務局案 |

1 使用料体系の設定と改定時期について

(1) 現在の下水道使用料

【生駒市下水道使用料】		(税抜)		
排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	53円	106円	180円	253円

【奈良県流域下水道維持管理負担金】		(税抜)		
排水区分 負担金区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水量負担金 (汚水排出量1立方メートルにつき)	設定なし	48円	80円	108円

※中間排水とは、工場等からの汚水排出量が301～750m³/月のもの
※特定排水とは、工場等からの汚水排出量が750m³/月を超えるもの
※他に水質使用料の設定あり(現在、生駒市で適用例なし)

県下12市中
11市が同様

奈良県流域下水道維持管理負担金と合わせた使用料体系

1 使用料体系の設定と改定時期について

(2) 算定期間の設定

- 余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなることから、使用料算定期間は3年から5年程度に設定することが適当

「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」より抜粋 公益社団法人日本下水道協会」

- 少なくとも5年に1回の頻度で、使用料改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出するとともに、検証結果を公表すること

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項(令和2年7月22日)より抜粋 国土交通省事務連絡



経営戦略における経費回収率向上に向けたロードマップと同様に

令和8年度から令和12年度の5年間を算定期間とする。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(3) 算定期間中の各指標

		計算式	R8	R9	R10	R11	R12	
行政区域内人口(人)		推計値	113,711	112,955	112,199	111,443	110,687	
行政区域内世帯(世帯)		推計値	52,595	52,727	52,862	53,249	53,391	
有収水量(m³／年)	A	推計値	8,060,792	8,081,196	8,056,917	8,054,193	8,050,736	
調定件数(件／年)	B	推計値	167,108	169,428	171,781	174,166	176,584	
基本使用料対象件数(件／年)	C	B×2	334,216	338,856	343,562	348,332	353,168	
現行	下水道使用料(千円)	D	A×F	881,851	884,083	881,427	881,129	880,751
	経費回収率	E	D÷J	72.7%	72.7%	72.7%	72.7%	72.7%
	使用料単価(円)	F	推計値	109.4	109.4	109.4	109.4	109.4
改定後	下水道使用料(千円)	G	J×H	1,048,667	1,051,315	1,048,165	1,047,811	1,047,363
	経費回収率	H	中間目標値	86.5%	86.5%	86.5%	86.5%	86.5%
	使用料単価(円)	I	G÷A	130.1	130.1	130.1	130.1	130.1
使用料対象経費(千円)		J	推計値	1,212,332	1,215,393	1,211,751	1,211,342	1,210,824

※使用料対象経費を経費回収率の中間目標値(86.5%)で除して改定後の下水道使用料を算定した。
※原則的に調定(検針)は2ヶ月毎であることから、調定件数を2倍して基本使用料対象件数を算定した。
※推計値は生駒市下水道事業経営戦略に基づく。

➡ 改定後の下水道使用料を達成できる使用料体系を検討する。

1 使用料体系の設定と改定時期について

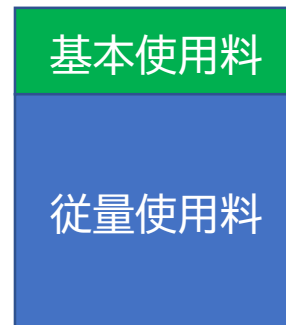
(4) 使用料体系の分類

①従量使用料制



➡ 使用量×従量単価

②二部使用料制(基本使用料と従量使用料)



➡ 基本使用料+使用量×従量単価

③累進使用料制 (使用量の増加に応じて従量単価が上昇)

【参考イメージ】

➡ (0～10m³) 使用量×100円
(10m³～20m³) 使用量×120円
(21m³～40m³) 使用量×140円
(41m³～) 使用量×160円

④基本水量制 (一定の使用量まで定額の基本使用料)

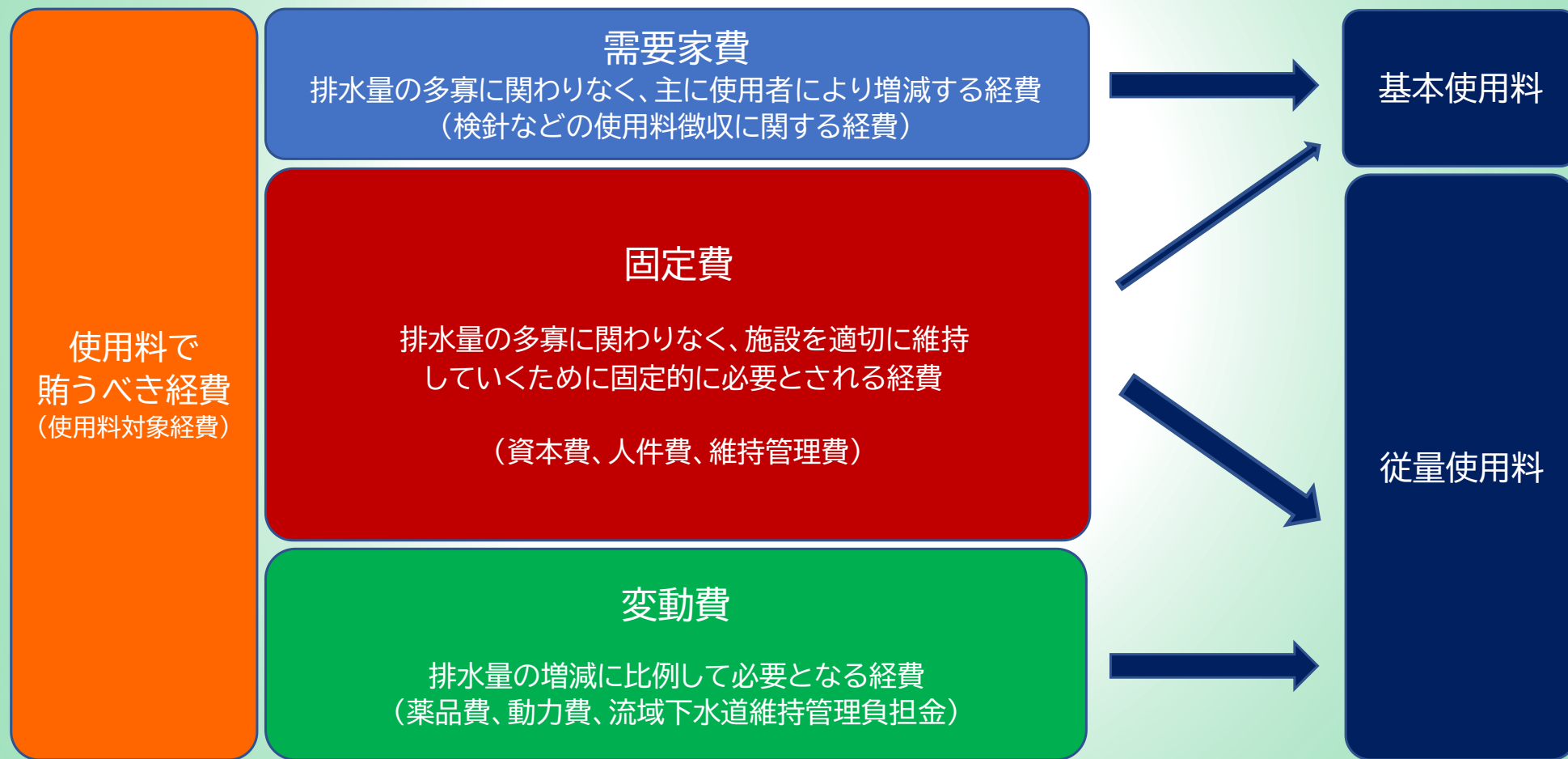
【参考イメージ】

➡ 10m³/月を基本水量とする基本使用料

1 使用料体系の設定と改定時期について

(5) 使用料対象経費の分解と配賦

使用料対象経費の分解と配賦イメージ



1 使用料体系の設定と改定時期について

(6) R5決算値に基づく使用料対象経費の分解

(令和5年度)

性質	使用料対象経費	R5決算値	割合	
需要家費	下水道使用料徴収委託料	19,000千円	1.6%	1.6%
固定費	資本費	419,000千円	34.3%	68.2%
	人件費	79,000千円	6.4%	
	維持管理費	337,000千円	27.5%	
変動費	薬品費	26,000千円	2.1%	30.2%
	動力費	54,000千円	4.4%	
	流域下水道維持管理負担金	289,000千円	23.7%	
合計		1,223,000千円	100.0%	100.0%

R7年度から
約2倍に増額

※汚水処理費用から長期前受金戻入及び基準内繰入金を控除し、使用料対象経費を算出している。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(7) 基本使用料の導入理由

- 有収水量が減少傾向である中、有収水量の変動の影響を受けない基本使用料を導入することで、**経営の安定性を確保**する。
- 従量使用料では、**使用量が少ない場合に固定費(需要家費)を賄えない事態が生じる**可能性がある。
- 令和7年度から奈良県広域水道企業団へ委託する下水道使用料の徴収単価が1件当たり**税抜120円から税抜235円に増加**

1 使用料体系の設定と改定時期について

(8) 基本使用料の試算

- ・基本使用料の対象となる**需要家費と固定費が占める割合は約7割**
- ・施設型事業である下水道事業の特性により、固定費の割合が極めて大きいことから、固定費の一部を基本使用料として賦課し、他は従量使用料として賦課することが妥当である。

「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」より抜粋 公益社団法人日本下水道協会

【基本使用料の試算】(使用料単価130円・月20m³使用時の下水道使用料を2,600円とした場合・税抜額)

- ① 固定費の全額 $2,600\text{円} \times 70\% = 1,820\text{円}$
- ② 固定費の半額 $2,600\text{円} \times 70\% \times 50\% = 910\text{円}$
- ③ 需要家費のみ $235\text{円} \div 2 = 117.5\text{円}$ (R7年度の下水道使用料徴収委託料単価に基づく1月あたりの需要家費)



- ・基本使用料を導入すると、**使用水量の少ない世帯の負担が増加**する。
- ・この負担増を緩和するため、**需要家費の賦課をベースに基本使用料を設定**したい。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(9) 県内の基本使用料の設定状況

	自治体名	導入時期	基本使用料 (税抜)	基本水量	経費回収率 (R5)
①	奈良市	令和2年度	150円/月	無し	112.5%
②	大和郡山市	遅くとも 昭和59年度	1,030円(0~8m ³)/月 1,170円(9~10m ³)/月	8m ³ ・10m ³	103.3%
③	宇陀市	昭和62年度	1,200円/月	10m ³	75.9%

1 使用料体系の設定と改定時期について

(10) 類似団体の基本使用料の設定状況

番号	都道府県	団体名	基本使用料 (円/月)	基本水量 (m ³ /月)
1	宮城県	塩竈市	600	－
2	茨城県	牛久市	1,300	10
3	茨城県	守谷市	466	－
4	茨城県	取手地方広域下水道組合	500	－
5	埼玉県	熊谷市	1,050	10
6	埼玉県	飯能市	1,180	20
7	埼玉県	鴻巣市	720	16
8	埼玉県	桶川市	1,180	8
9	千葉県	四街道市	840	－
10	千葉県	印西市	900	10
11	東京都	武蔵村山市	504	10
12	東京都	あきる野市	530	20
13	神奈川県	逗子市	679	16
14	石川県	野々市市	1,230	10
15	静岡県	藤枝市	－	－
16	愛知県	蒲郡市	700	－
17	愛知県	東海市	800	－
18	愛知県	大府市	800	－
19	愛知県	知多市	380	－
20	愛知県	知立市	750	－

番号	都道府県	団体名	基本使用料 (円/月)	基本水量 (m ³ /月)
21	愛知県	尾張旭市	600	－
22	愛知県	豊明市	550	－
23	愛知県	日進市	840	－
24	愛知県	みよし市	950	－
25	愛知県	長久手市	1,200	10
26	滋賀県	守山市	1,034	10
27	滋賀県	栗東市	1,090	20
28	京都府	福知山市	1,040	5
29	京都府	亀岡市	1,300	20
30	京都府	八幡市	700	16
31	京都府	京田辺市	619	－
32	大阪府	泉大津市	361	－
33	大阪府	貝塚市	849	10
34	大阪府	河内長野市	675	－
35	大阪府	交野市	840	8
36	大阪府	大阪狭山市	900	－
37	兵庫県	高砂市	800	20
38	兵庫県	三田市	820	－
39	奈良県	大和郡山市	1,030	0～8
			1,170	9～10

番号	都道府県	団体名	基本使用料 (円/月)	基本水量 (m ³ /月)
40	奈良県	橿原市	－	－
41	奈良県	生駒市	－	－
42	奈良県	香芝市	－	－
43	広島県	廿日市市	1,070	20
44	徳島県	徳島市	754	－
45	福岡県	筑紫野市	685	－
46	福岡県	古賀市	1,108	8
47	福岡県	糸島市	920	－
48	長崎県	諫早市	940	7
49	長崎県	大村市	630	－
50	大分県	別府市	1,074	20
51	沖縄県	宜野湾市	500	16
平均値(基本水量無し)			688	－
平均値(基本水量有り)			954	13
平均値(全体)			848	－

※2ヶ月で基本使用料及び基本水量を設定している団体は、
1ヶ月分に修正している。
※類似団体は総務省の「令和5年度下水道事業経営指標・
下水道使用料の概要」から使用している。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(11) 基本水量制の検討

基本水量制とは、日常生活を送る上で最低限必要な排出量を考慮し、基本水量の範囲内では原価を下回る定額制とするもの

【県内12市での導入例】 大和郡山市、宇陀市

R7年度から
生駒市の水道料金は
基本水量制を廃止

基本水量の範囲では使用量の多寡に関わらず使用料が定額となることから、
使用量が基本水量に満たない使用者に不公平を抱かせるとの指摘がある。

「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」より抜粋 公益社団法人日本下水道協会



今回の下水道使用料改定では、基本水量制の導入は行わない。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(12) 基本使用料の設定(中間目標)

【設定理由】

- ・**使用水量の少ない世帯の負担増を勘案**し、需要家費の賦課をベースに設定
- ・1月あたりの下水道使用料徴収委託料は税抜117.5円であるが、昨今の物価上昇を勘案すると算定期間中に改定される可能性が高い。
- ・令和2年度に奈良市が導入した基本使用料は1月あたり税抜150円



基本使用料は、**1月あたり税抜150円**とする。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(13) 一般家庭を対象とした累進使用料制の検討

累進使用料制とは、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系
大口需要家の需要抑制の意味合い有り

【県内12市での導入例】 大和郡山市

生駒市では
事業者のみ
累進使用料制

- ・水需要が右上がりが増加し、水資源や施設能力が不足していた時代には適応
- ・**使用水量の多い家庭に過大な負担**を強いることになる。



今回の下水道使用料改定では、
一般家庭を対象とした累進使用料制の導入は行わない。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(14) 従量使用料の算定(中間目標)

								(税抜)
		計算式	R8	R9	R10	R11	R12	算定期間平均値
基本使用料対象件数(件)	A	P5参照	334,216	338,856	343,562	348,332	353,168	343,627
基本使用料単価(円/月)	B	設定値	150	150	150	150	150	150
基本使用料対象分(千円)	C	A×B	50,132	50,828	51,534	52,250	52,975	51,544
現行	下水道使用料(千円)	D	P5参照	881,851	884,083	881,427	881,129	880,751
改定後	下水道使用料(千円)	E	P5参照	1,048,667	1,051,315	1,048,165	1,047,811	1,047,363
改定による増収額(千円)		F	E-D	166,817	167,232	166,738	166,682	166,612
従量使用料対象分(千円)		G	F-C	116,684	116,404	115,204	114,432	113,637
従量使用料改定率		H	G÷D	13.2%	13.2%	13.1%	13.0%	12.9%

1月あたり税抜150円の基本使用料を設定し、残りの増収分を従量使用料の対象とし算出

従量使用料の改定率は13.1%とする。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(15) 従量使用料の設定(中間目標)

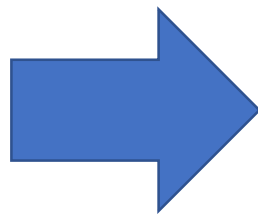
現 行

一般排水 106円/m³
(家庭用)

53円/m³
(公衆浴場用)

中間排水 180円/m³

特定排水 253円/m³



改定後

一般排水 120円/m³
(家庭用)

60円/m³
(公衆浴場用)

中間排水 204円/m³

特定排水 286円/m³

全ての区分で
同率相当の改定
(改定率13.1%)

1 使用料体系の設定と改定時期について

(16) 段階的な改定の検討(中間目標)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
一般排水 (m ³ ・税抜)	94円	96円	98円	100円	103円	106円

- ・短期間での市民負担の増加を抑えるため、前回改定時には5年間かけて段階的な改定を実施
- ・令和元年度以降に改定した県内5市のうち、大和郡山市のみ2年間かけて段階的な改定を実施

- ・段階的な改定では目標達成が先に延び、負担の公平性を早期に確保できない。
- ・下水道使用料の改定に伴い、奈良県広域水道企業団の水道料金システムの改修(税抜650万円／回)が必要であり、段階的な改定を行うと、その都度、改修費用の負担が生じる。
- ・前回改定時では、毎年度の改定に伴う事務的な負担が大きかった。



中間目標の使用料改定では、段階的な改定を実施しない。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(17) 中間目標に基づく改定時期

項目	計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率 (%)	73.1	86.5	86.5	86.5	86.5	86.5	審議会で使用料改定の必要性に関する検証を行い、然るべき時期に最終目標を目指した使用料改定を行います。			
使用料単価 (円/m ³)	109	130	130	130	130	130				

可及的速やかに適正化すべきとの監査委員からの指摘に基づき
令和8年度から中間目標に基づく改定を施行

1 使用料体系の設定と改定時期について

(18) 目標に基づく改定時期

項目	計画期間									
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
経費回収率 (%)	73.1	86.5	86.5	86.5	86.5	86.5	審議会で使用料改定の必要性に関する検証を行い、然るべき時期に最終目標を目指した使用料改定を行います。			
使用料単価 (円/m ³)	109	130	130	130	130	130				

令和12年度までに審議会を開催し、
令和13年度以降に目標に基づく改定を目指す。

1 使用料体系の設定と改定時期について

(19) 中間目標に基づく使用料体系の事務局案

【現行】

(税抜)

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	53円	106円	180円	253円

【改定後】

(税抜)

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	60円	120円	204円	286円
基本使用料 (1月につき)	150円			

- 水質使用料は変更なし
- 令和8年4月1日 施行

月20㎡使用時の家庭用下水道使用料(税込)

2,332円 → 2,805円 (増加額473円・改定率20.3%)

※全体の改定率は18.9%

1 使用料体系の設定と改定時期について

(20) 目標に基づく使用料体系及び改定時期の事務局案

令和12年度までに審議会で使用料改定の必要性に関する検証を行い、然るべき時期に目標を目指した使用料改定を行う。

【設定理由】

- 使用料改定後の経営状況、社会状況の変化などを勘案する必要がある。
- 今後、定期的に審議会を開催し、使用料改定に係る審議を行うことが出来る。
- 令和11年度に経営戦略を改定予定

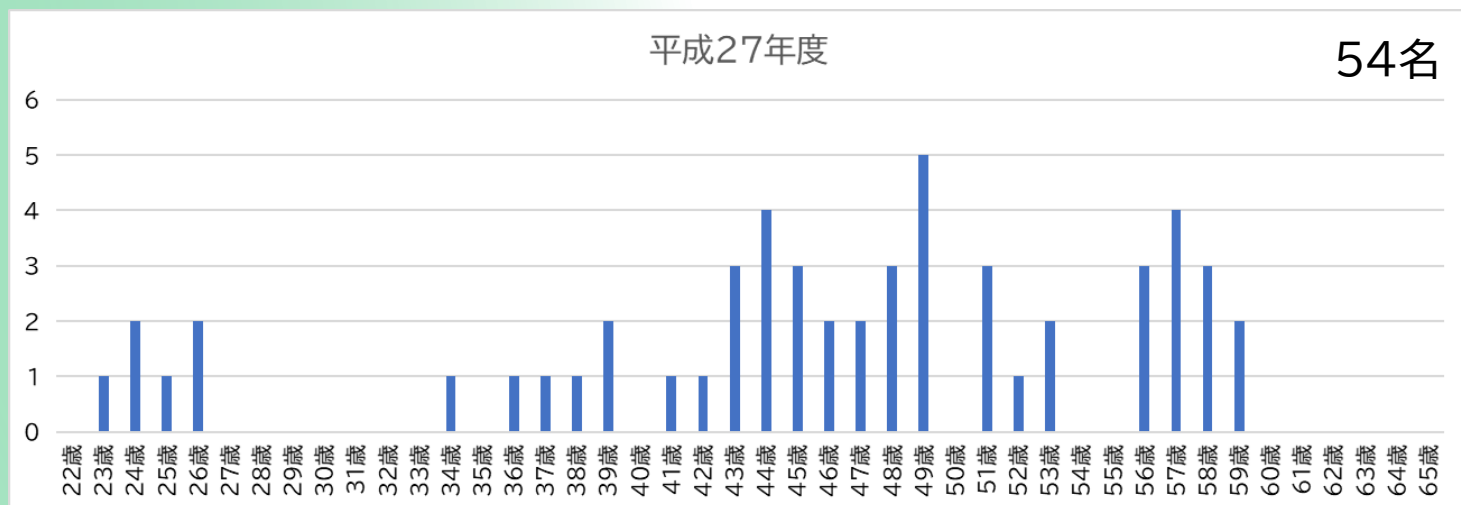
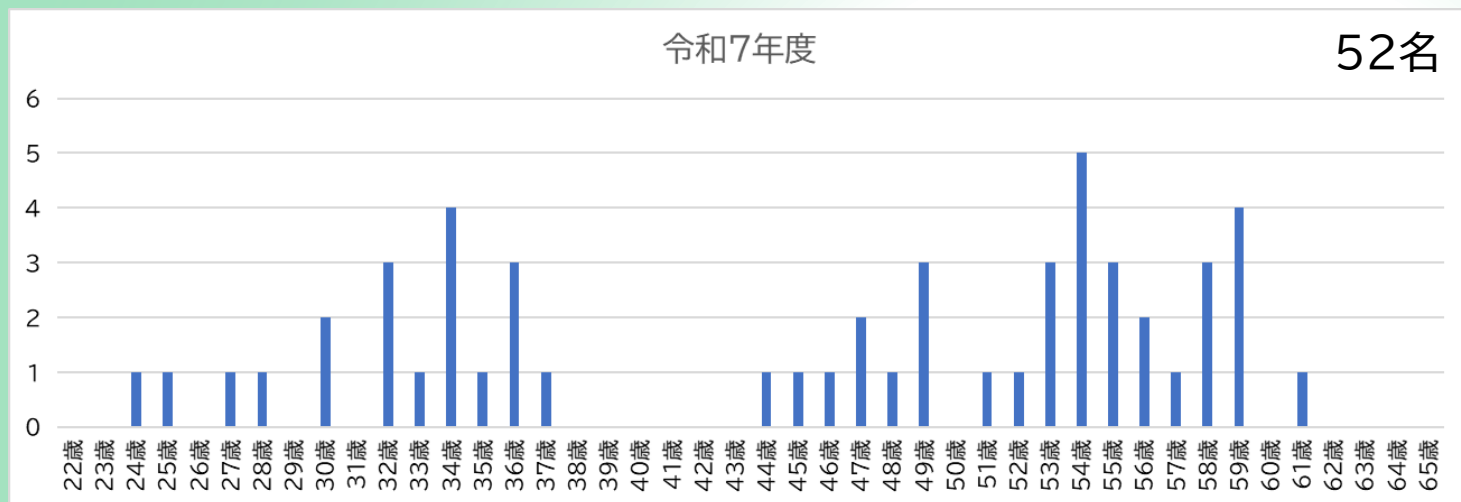
2 次回審議会の審議内容について

(1) 答申書について

- 第2回及び第3回の審議結果に基づき作成
- 第4回の開催前に答申書案を配布
- 付帯意見

3 資料

(1) 生駒市全体での技術職員の推移



【現状】

- ・ボリュームゾーンは50歳台
- ・40歳台の職員数が少ない。
(中途採用により同世代の職員数は
H27年度より増加)
- ・近年の採用難から20歳台の職員数も
少ない。

3 資料

(2) 奈良市及び大和郡山市の周知方法

番号	自治体名	改定時期	審議会 開催回数	パブコメ 実施	周知期間 ※1	主な周知方法	改定率 ※2	経費回収率 (R5)
①	奈良市	令和2年度	4回	無し	約9カ月	・広報誌 ・ホームページ ・各戸投函チラシ ・プレスリリース ・説明会の開催	21.2%	112.5%
②	大和郡山市	令和2・3年度 ※3	4回	無し	約3カ月	・広報誌 ・ホームページ	16.4%	103.3%

※1 周知期間は下水道使用料の改正に係る条例の公布から施行までの期間とした。

※2 月20m³使用時の改定率

※3 大和郡山市は令和2年度と令和3年度の2段階に分けて改定を行った。